

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称  
令和5年度 丹波篠山市公契約審議会
- 2 会議の開催日時  
令和6年2月9日（金曜日）10時30分から12時00分まで  
\*傍聴の受付時間（10時20分から10時30分まで）
- 3 開催場所  
丹波篠山市役所 本庁舎3階 301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名  
(1) 委員 東 泰弘委員、川嶋将太委員、酒井扶美委員、大槻智美委員、源信司委員  
大西義美委員、上田幸孝委員、小山辰彦委員、酒井正美委員  
  
欠席者 岡田政光委員  
(2) 執行機関 藤本行政経営部長、西田管財契約課長、村岡契約係長、山本契約係主査
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 議題及び会議の公開・非公開  
事務局からの資料説明。会議は公開する。
- 7 会議資料の名称  
丹波篠山市公契約審議会
- 8 審議の概要  
・議事  
(1) 対象案件の説明  
(2) 報告書等の提出状況及び内容

・議事

(1) 対象案件の説明

A 委員 田園交響ホール工事は、機器費用がウェイトを占めているため、変動型最低制限価格により入札した結果、落札率は 75%と低くなっている。工事着工前に材料承認等を確認し、仕様通りのものが相違なく施工しているのか。

事務局 機器仕様の変更もなく確認している。

会長 請負業者は、安価な機器の入手経路等を確認できたことで、予定価格からすると低価格で落札できたのか。

事務局 はい。機器費用の大半がヤマハサウンドのメーカーであり、請負業者のヤマハサウンドシステムとヤマハサウンドは系列会社であることが要因と考える。

B 委員 指定管理の契約金額は、近年、年々人件費が上昇している中で、去年度と同額での締結は無理だと思うが、どのように決定しているのか。

事務局 市は予め金額設定した範囲内で、契約金額を決定している。また、次年度の契約であれば、毎年度 10 月 1 日に最低賃金が改訂されており、それを見込んで市は予定価格を設計している。

C 委員 予定価格の設定はどのように行っているのか。

事務局 担当課の職員が、積算資料や見積もりなどを参考にして設計に反映させ、予定価格を設定している。

A 委員 指定管理業務報告の中に利用料金を設定している施設はなかったか。指定管理料と利用料金両方を収入にしているのか。

事務局 基本的に利用料金制を採用しているのは、施設規模が大きい施設である。利用料金のみで収益を上げている施設と、ハイブリッド的に指定管理料と利用料金の両方で利益を得ている施設も存在する。一方、福祉的な施設では、利用料金とは別に福祉的な料金が設定されている。

D 委員 市内に下請けの業者がないのはどの業種か。

事務局 田園交響ホール音響設備の電気通信工事のほか、橋梁の塗装工事については、一部特殊な薬剤を使う場合は、特殊な資格が必要なため市内業者ではできないことを確認している。

また、建設業法の工種が細分化していることから、どの工種に業者が精通しているかは把握できません。

D 委員 市は、市内に建設業者が何者あるか把握しているのか。

事務局 市へ登録している建設業者のみを把握している。

A 委員 請負業者に対して、市内業者を優先するように入札公告文等に明記しなかったのか。

事務局 「市内業者優先」の事項については、入札制度の案内や入札公告の際に掲載しており、契約締結時においても条例の説明を行っている。

- A委員 請負業者と下請業者は、長年の信頼関係により契約を結んでいると考えられるが、市は下請業者を市内業者に契約させるために、どのような取り扱いをしているのか。
- 事務局 条例第8条において、受注者等は下請け等契約及び公契約に係る業務の履行のために要する契約を市内事業者との間で締結するよう努めなければならないと明記されている。市内業者に限定することで地域経済が活性化し、地域の雇用機会が増加する可能性があるが、公共工事の入札は競争原則に基づいて行われるべきであり、幅広い業者が参加できる環境を整備することが重要である。一方で、市内業者に限定することで、他の地域の業者が参入しにくくなり、競争が制限される可能性がある。そのため、条例第8条の規定では市内事業者との契約はあくまで努力義務であり、強制力はない。
- A委員 請負業者の付き合いが優先されると、市内業者が公共事業への参加できる余地がなくなってしまうのではないか。資格が必要な特殊な業種であれば、市内業者がレベルアップできるような機会の創出を市から進めていくべきである。毎年、下請け業者との締結が増えるような対策を進めていくことが望ましい。
- 事務局 今後どのような状況になったか検証は必要だと思います。
- B委員 下請け業者は、業種や施工能力がないことや施工規模が大きいため断ったことを理由に、下請契約をするのは少ないと推定される。市が市内業者の斡旋をすることは、公平な立場の故に難しいと考えられる。条例策定委員会の際には、下請け契約を締結する際は市内業者で行うことという案も出ていたが、法的に難しいとのことで、尼崎市を参考にした理念型による条例制定が行われた経緯がある。他市の条例を参考にし、市内業者を大切にしたい条例であると考えられる。原因としては、請負業者が条例内容を理解していないのか、落札後に公契約を無視されているのか、または市内業者の営業努力が不足しているのかなどが想定される。市は公契約に基づき市内への発注を行い、請負業者は公契約条例に則って契約を締結しているため、市は請負業者に対し、下請業者を市内業者で行うよう説明していただきたいと考える。
- D委員 篠山児童クラブの最低賃金が、他の児童クラブの最低賃金と大幅に異なっているが、施設規模などによって最低賃金に変化するのか。また、その理由についても説明できるか。
- 事務局 賃金自体は10月1日の兵庫県の最低賃金を満たしているため、問題はない。しかし、差がある原因については把握していない。これはあくまで契約に関わる労働者の最低賃金であり、労働者全員がこの金額で働いているわけではない。
- E委員 請負金額が決まった後、長期の工期契約において、市はスライド条項を設けているか。
- 事務局 資材の価格高騰に対応するため、契約書に明記して設けている。
- E委員 実際に適用した案件はあるか。
- 事務局 2件ほど確認している。ただし、適用するためには一定の増加率を超えた案件が

該当し、業者側から資料提出が必要となる。

E委員 市は工事を発注する際、約1年前から設計を行っていると考えられるが、工事発注の際の設計労務単価は設計時のまま使用しているのか。

事務局 設計労務単価は、工事発注時に最新の単価で発注されている。

会長 大山浄化センターは、この時期に下請けの報告がないということは、元請け1者で施工するのか。

事務局 現在、工場で機械製作中のため、現地での施工は行っていない。また、請負業者に確認したところ、現在下請け契約の予定はないとのことである。

会長 下請け契約の報告は、期限が決まっていなかったか。

事務局 下請け契約は、契約当初にすべて決まるものではないため、契約締結後1ヶ月以内に報告が必要である。

会長 契約締結から期限内に、下請け契約がないという報告を入れてもらうなど、何らかの構造を定める方が良いのではないか。

事務局 はい。

C委員 請け契約がまだ決まっていない契約について、実質の工程はあと1ヶ月ほどであるが、年度内に間に合うのか。震災などで資材が入ってこない場合は仕方がないが、下請けが決まっていない状態で、工期内に工事を完了できるのか。

事務局 大山浄化センターについては、3月に議会の承認を得てから繰り越す予定で発注している。田園交響ホールについては、系列会社の製品を使用するため、下請けなしで年度内に完成する見込みであるが、資材の入手困難などが生じた場合は、議会の承認を得てから繰り越す可能性もある。

会長 調査報告によると、契約金額が低いほど市内業者との締結が多い状況が見受けられる。請負業者がこのうちの何件が市内業者であるかを明らかにすることにより、よりわかりやすくなるのではないだろうか。また、前回の会議で挙げた意見を踏まえ、請負業者が下請業者を市内業者に契約させるために、市がどのような対策を講じたのかについてもお伺いしたい。

事務局 今年度は入札公告や入札制度等に明記し、業者に広く周知を図ってきた。しかし、請負業者が実際に動くのか、または市がどこまで関与するのかについては、まだ方針が定まっていない。

B委員 市としては、業者名の固有名詞を出すことはできないと考えられるため、組合などの紹介に限らざるを得ないと思われる。重要なのは、請負業者が公契約条例の内容を把握しているかどうかである。下請業者を市内業者に契約させるためには、市と請負業者との締結の際に、誓約書のような形で提出させることを提案する。それくらいの縛りを設けていれば、取り組みが見られなかった場合には、誓約に違反しているとして条例違反とみなすことができるであろう。

事務局 市の改革方法としては、請負業者が下請業者を市内業者に契約させるための努力の経過を示すような誓約書や理由書を、指定様式で提出してもらうことなどを検討

する。

会長 工事が契約される前に下請けが決まっているということであるので、できる限り早い段階で書面が出れば次の対策も可能であると思う。そのため、可能かどうかも含めて検討していただきたい。公契約審議会を終了する。